

○児童手当法施行令第3条による所得について

児童手当法施行令第3条による所得 =  $A - I$

$$I = B + C + D + E + F + G + H$$

1 児童手当法施行令第3条第1項

次の(1)～(11)の合計額から8万円 **B** を控除した額である。

- (1) 総所得金額 (※)
- (2) 退職所得金額
- (3) 山林所得金額
- (4) 土地等に係る事業所得等の金額
- (5) 長期譲渡所得の金額
- (6) 短期譲渡所得の金額
- (7) 先物取引に係る雑所得等の金額
- (8) 条約適用利子等の額
- (9) 条約適用配当等の額
- (10) 特例適用利子等
- (11) 特例適用配当等

**A** ≡ 合計所得金額

※ 総所得金額

事業所得、給与所得、雑所得等の所得の合計額であり、例えば給与所得のみの者の場合は、総収入額から給与所得控除額を控除した金額であり、事業所得者の場合は、総収入額から必要経費を控除した金額である。

参考：『児童手当法の解説』（中央法規出版著、中央法規出版）等

2 児童手当法施行令第3条第2項

次の控除を受けた者については、第1項により計算した額から該当額をそれぞれ控除する。

- (1) 雑損控除（実際に控除された額） **C**
- (2) 医療費控除（実際に控除された額） **D**
- (3) 小規模企業共済等掛金控除（実際に控除された額） **E**
- (4) 障害者控除（普通：27万円、特別：40万円） **F・G**
- (5) 勤労学生控除（27万円） **H**